事務連絡

令和５年３月１５日

各指定障がい福祉サービス等事業者　様

栃木市保健福祉部福祉総務課

障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和５年度）の提出について（通知）

令和４年度に福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、令和５年度も引き続き当該加算の算定を受けようとする場合又は令和５年度から新たに当該加算を算定する場合は「障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和５年度）」の届出が必要となりますので、下記により届出を行ってください。

記

**１　提出書類**

○処遇改善加算のみを算定する場合

(１)介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式８号）※新規、変更の場合のみ

(２)介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ※新規、変更の場合のみ

(３)障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和５年度）（別紙様式２－１）

(４)福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－２）

○特定加算を併せて算定する場合

上記（１）から（４）に加えて、

(５)福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－３）

(６)職員分類の変更特例に係る報告書（別紙様式２－５）※該当する場合のみ

○ベースアップ等加算を併せて算定する場合

　上記（１）から（４）に加えて、

(７)福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－４）

○その他

(８)特別な事情に係る届出書（別紙様式５）※該当する場合のみ

**２　提出期限**

令和５年４月１４日（金）（郵送消印有効）

**３　提出方法**

　　栃木市保健福祉部福祉総務課検査指導係に郵送又は直接ご提出ください。

　　※宇都宮市に事業所がある場合には宇都宮市に、栃木市及び宇都宮市以外に事業所がある場合には栃木県に対しても届出を行ってください。なお、栃木市内にのみ事業所がある場合は他への届出は不要です。

**４　その他**

（１）提出書類の電子データを栃木市ホームページ（<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/25/）から>　ダウンロードできますのでご活用ください。

（ホーム > 組織で探す > 福祉総務課（保健福祉部にあります） > 指定障がい福祉サービス事業所における「障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和５年度）」の提出について）

（２）令和４年度に算定した処遇改善加算等については、令和５年７月末までに実績報告書の提出が必要になりますが、当該加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回っていることであるため、仮に加算による収入額を下回っている場合は一時金や賞与として支給するなど、賃金改善額が加算による収入額を上回るようご留意ください。

〒328-8686　栃木市万町9-25

栃木市保健福祉部 福祉総務課

検査指導係(栃木市役所２階２Ａ－７窓口)

TEL 0282-21-2237　　FAX 0282-21-2682

Mail: f-chousa@city.tochigi.lg.jp